

# 第9回佐賀県鳥インフルエンザ対策本部会議

令和4年12月26日 10時00分  
佐賀県鳥インフルエンザ対策本部

# 1 福岡県での鳥インフルエンザの発生状況

## ○発生農場（2例目）

所在地 福岡県糸島市

飼養状況 肉用鶏 約36,000羽

〔 移動制限区域内農場数：8戸 約186,000羽 〕

〔 搬出制限区域内農場数：9戸 約183,000羽 〕

## ○経緯

令和4年12月25日15時頃

福岡県から鳥フル簡易検査陽性の事例が  
確認されたとの連絡

- 〔
- ・簡易検査結果⇒ 10/13羽陽性
  - ・中央家畜保健衛生所で遺伝子検査実施
- 〕

令和4年12月26日8時

疑似患畜確定⇒殺処分等防疫措置開始

## 2 福岡県での2例目の発生を踏まえた 本県の対応

### ○制限区域の設定

発生農場から半径3～10km内の区域を搬出制限区域とする。

※この区域内に県内養鶏農家はない

### ○野鳥の重点監視

発生地から半径10km圏内を野鳥の重点監視区域に設定され、  
本日から野鳥の状況調査を実施する。

### 3 県内養鶏農家に対する対応状況

○家畜伝染病予防法による知事の消毒命令を発令中（県内全養鶏場）（令和4年12月7日から令和5年1月31日まで）

○消毒用消石灰の緊急配布（県内全養鶏場）

・武雄市の発生農場から10km圏内：令和4年12月6日

・ “ ” 10km圏外：令和4年12月13日～16日

（すべて配布完了）

○家畜保健衛生所の獣医師による県内全養鶏場の巡回・再点検を実施中

○なお、武雄市の発生事例について、このまま半径3km以内で発生がなければ、12月29日（木）0時をもって移動制限区域を解除する見込み

## 家きん舎内にウイルスを侵入させないために！

### ①ウイルスを持ち込むのは人か野生動物

ウイルスを持ち込まない・持ち込ませないためには、家きん舎の屋根、壁、床、防鳥ネット等に穴や破損などの野生動物などが侵入する場所を作らないことが大切です。

**人：着替え、履き替え、消毒等によるウイルス侵入防止**

**野生動物：家きん舎の屋根、壁面、防鳥ネットの破損箇所の点検・修繕によるウイルス侵入防止**

### ②消石灰の効果

消石灰による消毒（農場敷地への散布）は、野生動物などの侵入を防止するだけでなく、これらの手足に付着した鳥インフルエンザウイルスを殺すことから家きん舎内へのウイルス侵入防止効果が高いとされています。

一方、消毒液による消毒効果については、瞬間の殺菌効果は高いものの、乾燥してしまったり、地中に浸透したりすると効果がないことから、消石灰のような野生動物等への消毒効果は期待できません。

以上のように、**家きん舎周囲の消毒を実施する場合は消石灰が有効**です。

万一、飼養者が気付かない小さな穴などが家きん舎にあった場合でも消石灰で地面を覆うことによってウイルス侵入リスクを下げるすることができます。

### ③野生動物による病原体の侵入防止

野生動物の侵入を防ぐためには、日頃から家きん舎の屋根、壁面、防鳥ネットの破損箇所の点検を行い、破損がある場合には、すぐに破損箇所を修繕するとともに、ネズミや害虫の駆除しましょう。

適切な例



不十分な例

